



朝鮮民主主義人民共和国： 移動の自由、 言論および表現の自由

移動の自由の権利

朝鮮民主主義人民共和国からかなりの危険をも顧みず、国境を越えて中国に入る人びとは毎年数千人にのぼる。中国当局に拘束され、朝鮮民主主義人民共和国に送還された場合、彼らは拘禁、拷問、強制労働その他の虐待にさらされることになる。これは、中国が国際法上負っている義務に反する行為である。不法に国境を越えた人は処刑されることもある。

中国は、朝鮮民主主義人民共和国からの非正規滞在者はすべて経済移民だとみなし、難民だとは認めていない。そのため、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が彼らに接触することを認めていない。2009年、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する国連特別報告者は、「国境を越えて中国入りした共和国の人びとの大部分は帰国すると迫害・処罰を受ける恐れがあるため、国際的保護を受ける資格を有する」と述べた。

朝鮮民主主義人民共和国の当局は、国境を越えて中国に入った人の家族を移動させることもある。ソウルで2007年に聞き取

りをした朝鮮民主主義人民共和国からのある匿名の人の証言によれば、「川を越えた犯罪者」の直接の親族およそ124世帯が、2005年、咸鏡道南部に強制的に移住させられたという。

同国当局はまた、同国の市民が国内を移動する自由も阻害している。人びとは家から離れるに際しては公式の許可を得なければならない。何千人もの人びとが食糧や生計を求めて家から離れるため、当局はこの規定については、ある程度柔軟に運用していると言われるが、人びとは依然として現行法のもとで弱い立場に置かれ、役人から強奪などを受けることがある。

朝鮮民主主義人民共和国の刑法典第62条は、国家の許可なしに市民が別の国に行くことを禁じている。これは同国も締約国となっている国際自由権規約の12条違反である。同規約では、すべての者は、自国を含むいずれの国からも自由に離れることができる、と規定している。国際法では、その人が迫害される危険のある国に直接、間接に送還してはならない(1950年難民条約およびその1967年議定書にあるノン・ルフールマンの原則)。

言論や表現の自由の権利

朝鮮民主主義人民共和国では、表現の自由が厳しく制限されている。メディアは国家によってすべて統制され、異議を唱えることは容認されない。国家に敵対するとみなされる放送を聞いたり、国家に敵対するとみなされる情報を保持あるいは流布した場合、刑法の下に、最長2年の労働鍛錬隊 (labour training camp)、さらに重大なケースでは最長5年の教化労働 (correction labour) の刑罰を受ける可能性がある。

同国内のすべてのラジオは加工が施され、公共放送サービスの

いくつかのチャンネルしか受信できないとみられる。もし、この加工部分が破られているのが発見された場合、そのラジオの持ち主は、外国の放送を聞く罪を犯したとみなされ、政治犯として罰せられる。

宗教の自由は、国内法でその自由が認められているにもかかわらず、厳しく制限されている。宗教を信奉する疑い、あるいは中国でキリスト教宣教師に会った疑いのある朝鮮民主主義人民共和国の人びとは刑務所や拘禁施設において、他の越境者よりも厳しい処罰を受けている。

勧告

アムネスティは、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、以下の事を求める。

移動の自由の権利

- 同国を許可無く出国しても犯罪行為とならないように同国の刑法を改正し、国内外を旅する際に必要とされる許可証を撤廃すること。
- 出国者が強制送還されたり、拷問や虐待にさらされないよう保証すること

言論や表現の自由の権利

- 憲法および関連する国際人権文書にある、表現の自由および宗教の自由を、実際に、完全に保障すること

**AMNESTY
INTERNATIONAL**



Amnesty International is a global movement of 2.2 million people in more than 150 countries and territories who campaign to end grave abuses of human rights.

Our vision is for every person to enjoy all the rights enshrined in the Universal Declaration of Human Rights and other international human rights standards.

We are independent of any government, political ideology, economic interest or religion – funded mainly by our membership and public donations.

August 2009
Index: ASA 24/002/2009

Amnesty International
International Secretariat
Peter Benenson House
1 Easton Street
London WC1X 0DW
United Kingdom
www.amnesty.org